

姫新線開業90周年記念絵画コンテスト実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、昭和11年10月10日に姫路～新見間が「姫新線」と改称されて90年を迎えるに当たり、90周年記念事業の一環として絵画コンテストを開催することにより姫新線への愛着を深め、利用促進及び沿線地域の活性化につなげることを目的とする。

(事業内容)

第2条 姫新線利用促進・活性化同盟会（以下、「同盟会」という。）の会長（以下、「会長」という。）は、絵画の募集を行い、応募された作品のうちから、次の各号に掲げる区分に該当する作品を決定する。

(1) 最優秀賞 2作品

(2) 優秀賞 2作品

(3) 入賞 2作品

※中学生以下部門・高校生以上部門で各賞1作品ずつ

(募集)

第3条 絵画コンテストの募集内容は、別に定める姫新線開業90周年記念絵画コンテスト募集要項によるものとする。

(審査方法)

第4条 応募作品を「中学生以下部門」「高校生以上部門」の2部門に分け、事務局にて行う予備審査の上、一般投票及び同盟会の会員等による投票を行い、その合計得点において最高得点を獲得した作品を最優秀賞、次点の得点を獲得した作品を優秀賞、3位の得点を獲得した作品を入賞とする。

なお、同点の場合は、同盟会の会員（事務局であるたつの市を除く。）からの得点が高い者を上位とする。

また、各部門において応募作品が10作品を超えた場合は、事務局にて行う予備審査にて上位10作品を選出し、その10作品について一般投票及び同盟会の会員等による投票を行うことがある。

(賞状等の授与)

第5条 会長は、前条の規定による審査に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める賞金（未成年者（18歳未満）には賞金と同額の図書カード）、賞状及び副賞を応募者に授与する。

(1) 最優秀賞 賞金5万円、賞状及び副賞

(2) 優秀賞 賞金3万円、賞状及び副賞

(3) 入賞 賞金1万円、賞状及び副賞

(費用)

第6条 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(権利侵害等)

第7条 応募作品により、第三者の権利が侵害されたと認められた場合、その他の理由により問題が発生したときは、その全ての責任を応募者が負うものとする。

(著作権の帰属)

第8条 応募作品の著作権は、同盟会に帰属し、同盟会ホームページ、同盟会構成団体の公式ホームページおよびSNS等に使用するほか、同盟会活動の認知度の向上を図ること等を目的として、申請のあった関係団体等に使用を許可できるものとする。また、都合により作品を加工して使用することがある。

(個人情報の取扱い)

第9条 絵画コンテストで取得した個人情報は、応募作品に関する事務連絡の目的のみに使用し、それ以外の目的には使用しない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月8日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条、第8条及び第9条の規定は、なおその効力を有する。